



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

子育て結婚資金の贈与税の非課税について。

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間、祖父母等（直系尊属である贈与者）が子や孫等（受贈者）に対して結婚・子育て資金の支払いに充てるために金銭等を贈与し、当該受贈者の名義で取扱金融機関に預入等した場合には、受贈者1人につき、最大1,000万円までの金額に相当する部分の価額について、贈与税が非課税となります。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税の要件

非課税措置を受けられるのは、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの贈与が対象。

20歳以上の子ども、孫が50歳になるまでの結婚・子育て資金が対象。

非課税となる結婚・子育て資金の金額は受贈者1人につき最大1,000万円まで。

結婚に際して支出する費用のうち一定のものについては、上記1,000万円の範囲内で最大300万円まで非課税。

贈与者がお亡くなりになった場合は、お亡くなりになった日の残高について、受贈者が贈与者から相続または遺贈によって取得されたものとして**相続税の課税価格**に加算されます。

受贈者の方が50歳になられた日に残額があった場合には、その残額が50歳になられた年に贈与があったものとみなして**贈与税の課税対象**となります。つまり使われなかった資金については贈与税が課税

本制度を利用して預入された資金は、受贈者の方への贈与となるため、贈与者の方が**途中で払出すことはできません**。なお、受贈者の方は途中で払出しが可能です。結婚・子育て資金以外の払出しは贈与税の課税対象となります。

手続き

本非課税措置に対応した預金等の商品を取り扱う銀行等で専用口座を開設のうえ、贈与された金銭を預入等します。

口座開設に先立ち、贈与者と受贈者の間で書面により贈与契約を締結いただく必要があります。

専用口座の開設にあたっては、受贈者から所定の申告書（結婚・子育て資金非課税申告書）を取扱金融機関にご提出いただきます。

取扱金融機関以外の金融機関に預入等されても、本非課税措置の適用を受けることはできません

結婚資金等のお金の引き出し

専用口座から払出された資金を結婚・子育て資金としてご利用されたことを確認するため、領収書等を取扱金融機関にご提出します。

領収書等の提出がない払出しや結婚・子育て資金目的外の払出しは贈与税の課税対象となります

結構面倒で、資金が残った場合のデメリットもありますが、うまく使えば**相続対策**になります。